

「消防活動体制」および「放射能漏れ等の事故についての報告体制」の点検結果の概要

1. 消防活動体制

消防活動体制について、以下のとおり確認した。(詳細は別紙 2 参照)

勤務時間内・外を問わず連絡体制、初期消火体制が整備されている。
地元消防組合との間で火災等が発生した場合の円滑な消防活動等に関する協定を締結している。
消防法に基づき屋内外消火栓等を設置するとともに、自主的に水槽付消防ポンプ自動車等を配備し大規模な地震で消火栓が十分使用できない場合でも火災に対応することができる。
消防資機材・設備については定期的に点検を実施している。
防災教育・消防訓練を定期的実施している。

2. 放射能漏れ等の事故についての報告体制

放射能漏れ等の事故についての報告体制について、以下のとおり確認した。
(詳細は別紙 3 参照)

勤務時間内・外を問わず連絡体制が整備されている。
大地震等でも使用できる連絡資機材を整備するとともに、定期的に点検を実施している。
教育訓練を定期的実施するとともに、軽微なお知らせ事象について適切な通報連絡を実施している。

以 上

消防活動体制の点検

		点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
社内ルール	連絡体制	勤務時間内 発見者 当直長 総務 G L 消防署 勤務時間外 発見者 当直長 発電所連絡責任者* 消防署 *連絡責任者は発電所構内に常駐 (119番通報のバックアップとして専用回線を設置している。)	左記ルールについて関係者への再度の周知、徹底を7月19日に実施した。
	初期消火体制	勤務時間内 発見者、当直、自衛消防隊、関係者による消火活動 勤務時間外 発見者、当直、自衛消防隊（守衛所警備員を含む出勤者）関係者による消火活動 (必要に応じて、火災対応のために一斉連絡装置で呼び出された人員の中から動員する。)	左記ルールについて関係者への再度の周知、徹底を7月19日に実施した。
	自衛消防隊	添付資料1のとおり。	
地元消防との連携		火災等が発生した場合の対策について、円滑な消防活動及び被害の軽減並びに消防隊員の放射線障害の防止を図る目的で地元消防組合と協定を締結。(協定締結日 平成12年9月30日)	
消火設備の設置状況		消防法に基づき、屋内外消火栓設備、消火器等を設置している。(添付資料2参照) 上記の他、可搬式消防ポンプ、水噴霧消火設備(変圧器用)、水槽付消防ポンプ自動車を配備している。(添付資料2参照) 大規模な地震で消火栓が十分使用できない場合、水槽付消防ポンプ自動車と発電所各所に配置された消防用水を活用し初期消火活動が実施できる体制を整えており、地震時の火災に対応することができる。 また、化学(油)火災に対しては、水槽付消防ポンプ自動車の吐出側ホースに発泡剤を混合させる器具を接続し、泡消火水を放水することにより消火を行う。	
消防資機材の点検		添付資料2のとおり。	

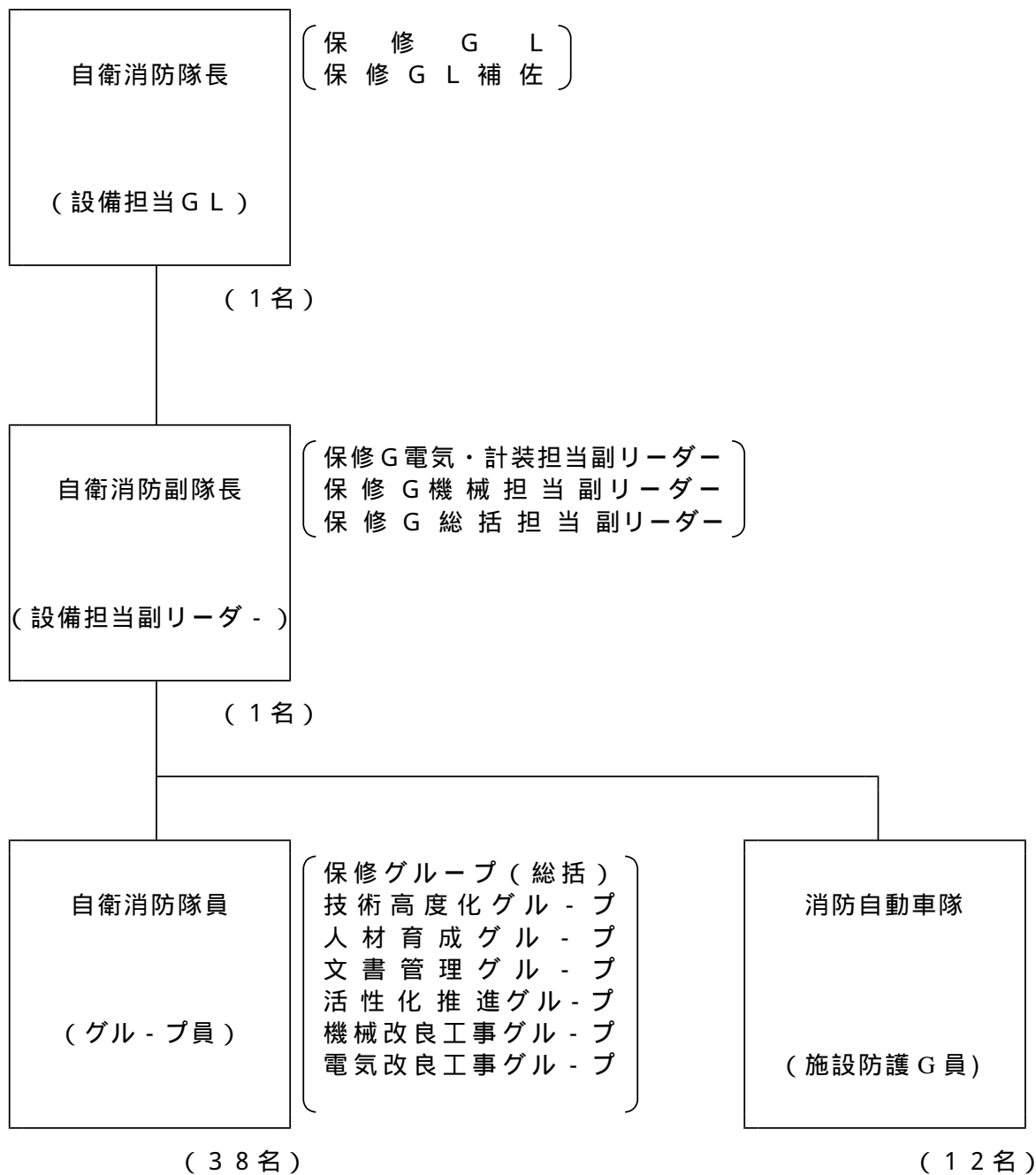
<p>教育訓練</p>	<p>防災教育 防火管理機構、防火管理に関する従業員の任務ならびに責任者に関する事他について1回/年、教育実施。</p> <p>消防訓練 総合訓練(1回/年) 通報訓練(2回/年) 消火訓練(適宜) 消防自動車操作訓練(1回/月) 防護教育・避難訓練(適宜)の実施</p>	<p>防災教育(H18年度実績) ・伊方発電所 1回(5月14日~7月4日)</p> <p>消防訓練(H18年度実績) ・伊方発電所 総合訓練 1回(12月1日) 通報訓練 2回(9月12日,12月1日) 消火訓練 2回(9月12日,12月1日) 消防自動車操作訓練 12回 至近の訓練実績(3月12日) 避難訓練 1回(12月1日) *総合訓練時に消防署と合同訓練実施</p>
-------------	--	--

放射能漏れ等の事故についての報告体制の点検

	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
社内ルール （連絡体制）	<p>勤務時間内外問わず 発見者 当直長 発電所連絡責任者* 原子力安全・保安院（現地原子力保安 検査官含む）</p> <p>* 連絡責任者は発電所構内に常駐</p>	<p>左記については、社内規定において定めている。 なお、異常事態における通報連絡において改善点が抽出された際には、ルールの改善を行い、訓練等により有効性の確認を行っている。 また、左記ルールについて関係者への再度の周知、徹底を7月19日に実施した。</p>
連絡資機材の状況	<p>異常事態における社外連絡体制は添付資料3のとおりである。この連絡の手段として、携帯電話、一斉ファックス等を使用している。（使用状況は添付資料3、4参照） 一方、災害時に通常の機器が使用できない場合においても、衛星電話等、使用可能な連絡資機材を確保している。（添付資料3、4参照） これらの連絡資機材は定期的に点検を実施し、健全性を確認している。（添付資料4参照） また、通報訓練によりその有効性の確認を行っている。</p>	<p>左記の社外連絡体制等については、社内規定において定めている。</p> <p>通報訓練（H18年度実績） ・伊方発電所 4回 （4月24日,9月7日,10月25-26日,2月22日）</p>

<p>教育・訓練</p>	<p>事故等が発生した場合の通報連絡を正確かつ迅速に行うため定期的に以下の教育・訓練を実施。</p> <p>通報訓練 社外連絡先に対しての一斉FAX送信、並びに連絡が円滑に実施できることを確認する。(4回/年)</p> <p>連絡責任者研修 社内外への連絡が迅速かつ確実に行われること、一斉FAX装置等の通報連絡資機材の操作方法について、通報連絡にかかる法令改正等の最新情報とあわせて教育を行う。 (2回/年)</p> <p>なお、約1回/週の頻度で軽微なお知らせ事象について、適切に通報連絡を実施している。</p>	<p>通報訓練 (H18 年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所 4回 <p>(4月24日,9月7日,10月25-26日,2月22日)</p> <p>連絡責任者研修 (H18 年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所 2回 <p>(6月27-29日,2月7-9日)</p>
--------------	--	---

自衛消防隊の組織

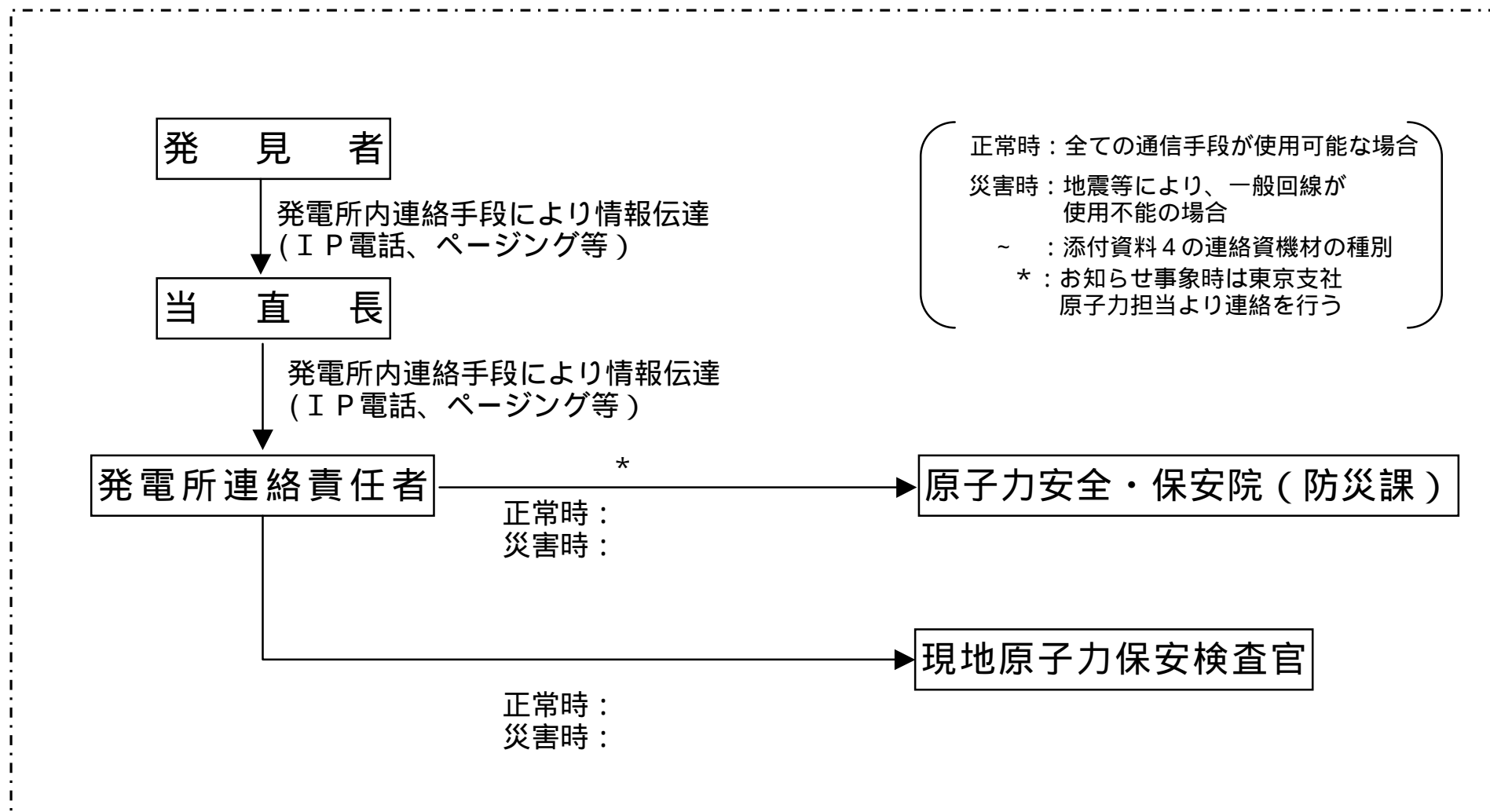


消 防 資 機 材 の 点 検

種 別		点検内容	点検頻度	至近の点検実績 (平成18年度中)		
消 防 法 に 基 づ く も の	動力消防ポンプ	個数点検 外観点検 機能点検 等	1回/年	(1・2号機) H18.12.08～H18.12.28		(3号機) H18.12.14～H18.12.28
	屋外消火栓		1回/年	(1・2号機) H18.12.22～H19.01.31		(3号機) H18.12.11～H19.01.31
	屋内消火栓		1回/年	(1・2号機) H18.11.15～H19.01.31		(3号機) H18.11.28～H18.12.20
	自動火災報知設備		1回/年	(1・2号機) H18.11.20～H19.01.30		(3号機) H18.12.04～H18.12.22
	誘導灯誘導標識		1回/年	(1・2号機) H18.11.20～H19.01.30		(3号機) H18.12.04～H18.12.22
	二酸化炭素消火設備		1回/年	(1・2号機) H18.12.04～H18.12.08		(3号機) H18.12.07～H18.12.11
	泡消火設備		1回/年	(1・2号機) 対象設備なし		(3号機) H18.12.12
	ハロン消火設備		1回/年	(1・2号機) H19.01.23～H19.01.26		(3号機) H18.10.23～H18.12.09
	消火器		1回/年	(1・2号機) H18.12.06～H19.02.27		(3号機) H18.12.05～H19.01.18
上 記 以 外	可搬式消防ポンプ		2回/1ヵ月	H19.3.15		
	水噴霧消火設備(変圧器用)		2回/年	(1号機) H19.2.28～H19.3.6	(2号機) H19.3.5～H19.3.9	(3号機) H19.1.25
	水槽付消防ポンプ自動車		2回/1ヵ月	H19.3.15		

国への連絡体制（異常事態発生時）

添付資料3



連絡資機材の点検

種 別	数量	点検内容	点検頻度	至近の点検実績 (平成18年度中)
緊急時用電話回線	5回線 _{*1}	通話確認	1回/年	H18.9.29
一斉ファックス	2台		1回/年	H18.9.29
携帯電話	20台 _{*2}		1回/年	H18.9.29
公衆電話回線	10回線 _{*3}		1回/年	H19.3.20
社用電話(保安用電話回線)	29台		1回/年	H19.3.20
ファックス	2台		1回/年	H19.3.20
I P 電話	40台		1回/年	H19.3.20
衛星電話	1台		1回/年	H19.3.20

* 1 : 内、災害時優先電話 1台

* 2 : 内、災害時優先電話 10台

* 3 : 内、災害時優先電話 1台